

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第4号

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から38の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。